



新発売！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2012年11月1日から、**5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険（年金原資保証型 2012）「年金果実NEO [V3]」***の販売を提携金融機関において開始します。

*販売名称は、取扱金融機関によって異なる場合があります。

「年金果実NEO [V3]」は、運用中のふやす楽しみと、将来の年金受取りの安心感を
得たいというお客さまのニーズにお応えする変額個人年金保険です。

「年金果実NEO [V3]」の主な特徴

特徴1. 2つの保険契約の型から選択可能

- ・契約時に、据置期間を通じて積立金の全額を特別勘定で継続運用する「標準型」と、積立金が目標値（基本保険金額の105%）に達するたびに、超過給付金をお支払いする「超過給付金型」の2つから保険契約の型をお選びいただけます。
※契約後、保険契約の型の変更はできません。

特徴2. 年金原資は基本保険金額（一時払保険料）の100%を最低保証

- ・年金開始日の前日の積立金額が基本保険金額（一時払保険料）を下回っても、年金原資は基本保険金額の100%が最低保証されます。

特徴3. 「リスクコントロール手法」により、安定的な投資成果の獲得をめざします

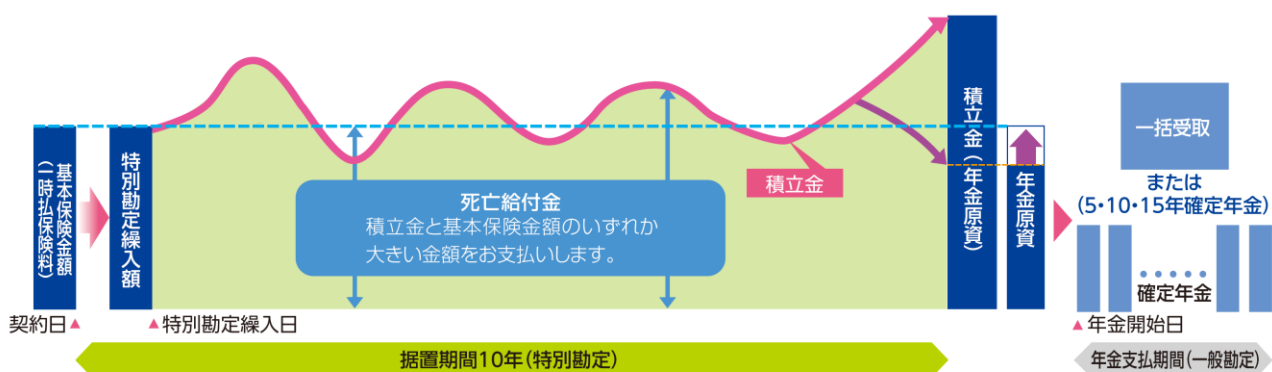
- ・市場環境の変化に応じて、機動的に資産配分を見直すことにより、安定的な投資成果の獲得をめざします。

「年金果实NEO[V3]」の概要

この商品は、一時払保険料の100%を特別勘定で運用し、特別勘定を構成する投資信託の運用実績等に応じて積立金、将来の年金年額等が増減します。そのため有価証券（株式や債券）の価格下落や為替相場の変動等により、投資信託の基準価額が下がった場合、積立金、解約戻金が基本保険金額（一時払保険料）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。運用に伴うリスク、成果は契約者に帰属します。

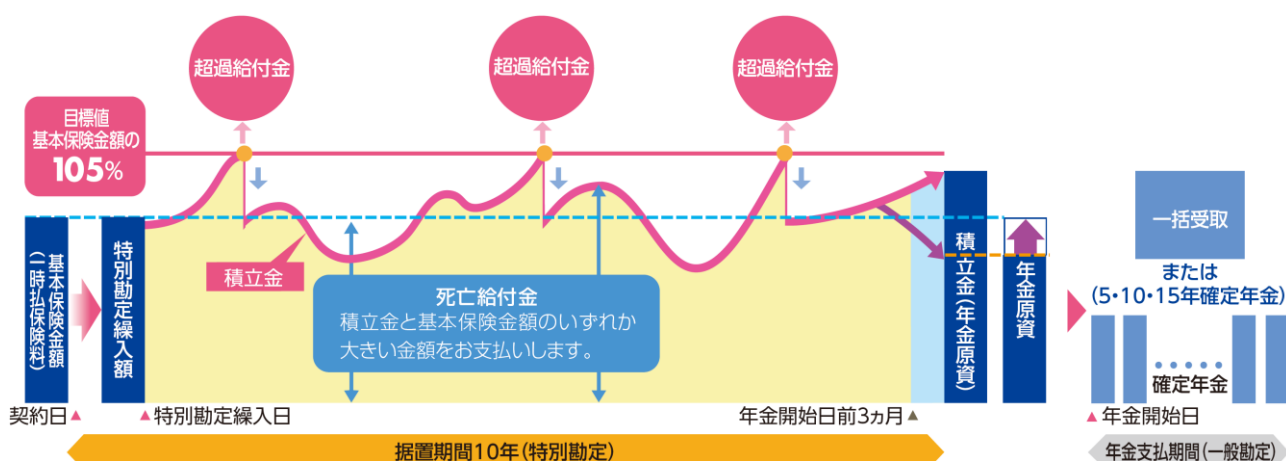
(1) しくみと特徴

【標準型】



●当図は商品のイメージであり、将来の積立金、死亡給付金、年金原資ならびに年金年額を保証するものではありません。

【超過給付金型】



●当図は商品のイメージであり、将来の積立金、死亡給付金、年金原資、年金年額ならびに超過給付金を保証するものではありません。

- 契約時に、2つの保険契約の型、「標準型」と「超過給付金型」より選択いただきます。
※契約後、保険契約の型の変更はできません。
- 特別勘定へ繰り入れる金額は、お払込みいただいた一時払保険料（基本保険金額）となります。
- 将来受け取る年金年額は、年金開始日の前日の積立金額（年金原資額）および年金開始日における当社の定める基礎率（予定利率等）にもとづき計算され算出されますので、ご加入時には定ま
っていません。なお、年金開始日の前日の積立金額が基本保険金額を下回った場合、年金原資額
として、基本保険金額の100%が最低保証されます。
- 被保険者が年金開始日前に死亡した場合、死亡給付金として死亡日の積立金額または基本保険金
額のうち、いずれか大きい金額をお支払いします。
- 超過給付金型の場合、特別勘定での据置期間中に積立金額が目標値（基本保険金額の105%）
に達するたびに、基本保険金額の100%を超える金額を、「超過給付金」としてお支払いします。
超過給付金の判定は、毎日（年金開始日前3ヵ月間を除きます）行ないます。
- 市場環境に応じて、株式・債券・商品指数等による「収益期待資産」と「現預金等」の資産配分
比率を機動的に見直すリスクコントロール手法により、市場に対するリスクを調整し、安定的な
投資成果の獲得をめざします。

(2) 主なお取扱い

契約年齢（被保険者）範囲	0歳～75歳（15年確定年金の場合、0歳～70歳）
据置期間	10年間
基本保険金額（一時払保険料）	標準型：300万円～5億円（10万円単位） 超過給付金型：100万円～5億円（10万円単位）
年金の種類	5年・10年・15年確定年金
告知	告知は不要です
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です

(3) 諸費用

契約者にご負担いただく費用の合計額は、下記の「保険契約関係費」、「資産運用関係費」の合計
です。なお、契約日から7年未満の解約・一部解約の場合には、「解約控除」がかかります。

保険契約の型		標準型	超過給付金型
契約時	契約初期費用	なし	
据置期間中	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して、 年率2.40%/365日を毎日控除 します	特別勘定の資産総額に対して、 年率2.70%/365日を毎日控除 します
	資産運用関係費*1 (信託報酬)	投資信託の純資産総額に対 して、年率0.28%（税込）*2/ 365日を毎日控除します	投資信託の純資産総額に対 して、年率0.25%（税込）*2/ 365日を毎日控除します
年金支払期間中	保険契約関係費	年金年額に対して、1.0%を年金開始日以後、年金支払日に控除 します	
解約（一部解約） の場合	解約控除	契約日からの経過年数*3に応じ、基本保険金額（一部解約の場 合は請求額に応じて減額される基本保険金額）に対して、解約 控除率（5.6%～2.0%）を乗じた額を控除します	

- * 1 資産運用関係費は、投資する投資信託の信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料等、および消費税等の税金がかかります。信託報酬以外のこれらの諸経費は特別勘定から控除されるため、契約者は間接的に負担することとなります。また、これらの諸経費については、投資信託委託会社における運用により発生し、その運用方法によって変動するため、費用の発生前にその費用の額や割合等を提示することはできません。なお、資産運用関係費は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。
- * 2 特別勘定の主たる投資対象の投資信託（国内投資信託）は、外国投資信託へ投資を行なうため、国内投資信託と外国投資信託の信託報酬を合わせた年率を記載しております。
- * 3 経過年数とは、契約日から解約日（一部解約の場合は一部解約日）の翌営業日までの年数をいいます。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

以 上